

令和元年 9 月 13 日

報道関係者各位

山口市

「公共下水道使用料」及び「農業集落排水施設使用料」の井戸水使用者に対する使用料算定誤りについて

1. 概要

山口市の井戸水の一般家庭の汚水量は、使用世帯人数によって認定しており、それに基づき使用料金を算出している。今回、使用者から相談があり調査したところ、平成20年4月以降に井戸水等の使用人数の変更については、74世帯の届出があったが、他にも井戸水使用者の世帯人員が更新されていなかったことによる「公共下水道使用料」及び「農業集落排水施設使用料」の算定誤りのため還付する。

2. 井戸水使用世帯数及び還付金額

(1) 公共下水道使用料

還付対象世帯数 : 12 世帯
還付金 : 519,534 円

(2) 農業集落排水施設使用料

還付対象世帯数 : 72 世帯
還付金 : 3,068,464 円

3. 使用人数誤りの状況

- 平成20年4月にそれまでの、定額制から従量制（世帯人数）に制度が変更された以降、任意での様式である「井戸水等使用者変更届出」を窓口にてお願いしていたものの、その提出の徹底ができなかったこと。また、確認作業を怠っていた。

4. 今後の対応方針

(1) 対象者への対応

- 還付対象となる使用者には、9月13日以降、使用料金変更通知書を作成し使用者宅へ訪問し事情説明を行う。

(2) 庁内の体制の強化

- 2ヶ月に1回料金確定時において、複数の職員で異動状況の確認をする。
- ホームページに掲載し周知を図る。
- 井戸水のメーター器を検討する。
- 関係職員の職責については、詳細を調査したうえで厳正に対処する。

【本件に関する報道関係者からのお問い合わせ】

○山口市水道課 課長 高瀬正人 主幹 清水晴央

TEL : 0581-22-6835